

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例										
主管課	産業創出課										
根拠法令等											
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>愛媛県産業技術研究所繊維産業技術センターの染織用機器の更新に伴う使用料の上限額の改定</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>○別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">使 用 料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繊維産業関係</td> <td>染織用機器</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: center;">1,830 ⇒ 6,910円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(改正後)</p> <p>(改定の理由)</p> <p>染色加工のため使用する機器として、新たに「インクジェットプリンティングマシン」を導入するため</p>				区分	種別	単位	金額	繊維産業関係	染織用機器	1時間	1,830 ⇒ 6,910円
区分	種別	単位	金額								
繊維産業関係	染織用機器	1時間	1,830 ⇒ 6,910円								
施行日	平成28年4月1日										
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><b>〔新たに導入する機器の概要〕</b></p> <p>○インクジェットプリンティングマシン</p> <p>デザインシステムによる柄作成やシミュレーションしたデザインを直接布等にプリントする装置。従来のスクリーン捺染方式とは異なるデジタル化技術を応用したものであり、エネルギー、水資源、染料や顔料等の使用の低減が可能で、短期での納期に対応できる。</p> <p>〔 ※これまで設置していた染色加工のための機器は、耐用年数が経過して交換部品がなく修理不能のため、廃止 〕</p>											